

## 国立歴史民俗博物館登録ボランティア設置規程

〔平成22年4月27日〕  
〔歴博規第78号〕

最近改正 令和元年6月5日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）に設置する登録ボランティアに関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 博物館活動の充実及び生涯学習活動の促進を図るため、必要に応じ登録ボランティアを置くことができる。

(定義)

第3条 この規程において、「登録ボランティア」とは、来館者の学習支援に係る活動を行うために、博物館が正式に登録した者のことをいう。

(登録)

第4条 博物館は、ボランティア活動を希望する18歳以上の者の中から、適当と認められる者について、ボランティア登録台帳に登録する。

2 6月1日から翌年の5月31日までの1年間を登録年度とする。

3 引き続きボランティア活動を希望する者については、活動実績等を審査の上、年度毎に登録を更新することができるものとし、登録期間は10年を限度とする。

4 博物館は、次の各号に掲げる場合、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録ボランティアに、博物館の名誉を傷つける等の言動があった場合
- (2) 登録ボランティアに、博物館の運営に支障をきたすような行為があった場合
- (3) 登録辞退の申し出があった場合
- (4) その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

(研修)

第5条 博物館は、登録ボランティアに対し、ボランティア活動が効果的に進められるように、必要に応じて研修を実施する。

(経費)

第6条 登録ボランティアの活動に際し必要となる経費は、予算の範囲内で博物館が負担する。

(庶務)

第7条 博物館における登録ボランティアに係る庶務は、管理部広報サービス室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、登録ボランティアの活動の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。